

郡山市認可外保育施設第一子保育料無料化・軽減事業補助金交付要綱

平成26年4月1日制定

平成27年3月31日一部改正

平成28年3月30日一部改正

平成29年6月1日一部改正

令和元年6月4日一部改正

[こども部こども育成課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市に居住し子育てをしている保護者のうち、当該保護者の第一子が認可外保育施設に入所するに際し生じる保育料の金銭的負担を軽減し、もって子育てしやすい環境を整えることを目的とし、当該保護者に対して保育料の全部又は一部を補助することについて、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 認可外保育施設 次に掲げる施設のいずれかをいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する施設であって、同項の規定による届出をした施設

イ 事業を行う者が、当該事業所の従業員のために設置する施設で、かつ、当該従業員のみが利用できる施設をいい、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条第1項の規定により市町村長が特定地域型保育事業者の確認を行った児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を除く。

(2) 児童 認可外保育施設に入所している小学校就学の始期に達するまでの者で、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく本市の住民基本台帳に登録されており、保護者に監護される者（監護されていた者及び保護者又はその配偶者の直系卑属の者を含む。）であって、保護者と生計を一にするもののうち最年長のものをいう。

(3) 児童の保護者 児童に対して親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

(4) 家計の主宰者 家計の主宰者とは、児童の父母の収入によって生計が成り立っていないと認められる次の各号のいずれも該当する世帯において、生計を一にする世帯に属する扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する扶養義務者のうち、父母以外の者をいう。以下同じ）をいい、扶養義務者が複数いる場合は扶養義務者のうち最も収入がある者をいう。

ア 児童の父母の市町村民税所得割額の合計が48,600円未満の場合

イ 児童の父母の収入の合計が郡山市の生活保護の一般生活費認定基準表から算出される額に満たない場合

(5) 保育料 児童が入所する認可外保育施設で定める保育料（実費徴収費等は含まず、保育に要する月額又はその他の単位で施設が定める保育料。以下、単に「保育料」という。）であって、補助金の申請をしようとする年度（以下「申請年度」という。）に保護者が負

担した対象児童に係る保育料をいう。

(6) 市町村民税所得割額 郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則（平成27年規則第70号）第2条第9号に規定する市町村民税所得割額をいう。

（交付の対象者）

第3条 補助金は、次に掲げる条件の全てを満たす者（以下「交付対象者」という。）に交付する。

(1) 児童の保護者及び家計の主宰者の当該年度の市町村民税所得割額の合計が別表に定める額より少ないこと。

(2) 申請年度の年度末において、前条第5項に規定する保育料（納期の到来しているものに限る。）の納付に滞納がないこと。

(3) 子ども・子育て支援法第30条の11第1項に規定に基づく施設等利用費の給付の対象とならないこと。

（補助対象額及び補助額）

第4条 補助金の交付対象となる補助対象額は、第2条第2号に定める児童が認可外保育施設に入所するための保育料とする。

2 補助金の額は、別表に定める補助対象額以下とし、児童の入園月数に月額補助限度額を乗じて得た額を限度として、予算の範囲内で交付するものとする。

（補助金の交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする児童の保護者（以下「交付申請者」という。）は、郡山市認可外保育施設第一子保育料無料化・軽減事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、次に掲げる書類については、当該書類により証明すべき事実を、市長が公簿等により確認することができる場合は、その提出を省略することができる。

(1) 児童の保護者及び生計を一にする世帯に属する扶養義務者に係る補助金の交付の申請年度の市町村民税の課税状況を証する書類

(2) 児童の父母が離別し又は死別し、若しくは婚姻によらないで父又は母となり現に婚姻をしていない場合は、児童の父母の離別等を証する書類

(3) 郡山市認可外保育施設第一子保育料無料化・軽減事業補助金交付申請書（第1号様式）の提出後に児童の保護者及び世帯の状況等に変更が生じた場合は、異動報告書（第2号様式）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて指示する書類

2 前項に規定する申請は、補助事業の性質により事業の着手前に申請することができないため、規則第20条の3の規定に基づき、補助金の交付を受けようとする当該年度内3月31日までに行わなければならない。

（在園の期間及び保育料の納付の実績）

第6条 市長は、交付申請者に、対象児童の入所の期間及び保育料の納付の実績の報告を求めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、交付申請者が対象児童の入所の期間及び保育料の納付の実績を対象児童の入所する施設の長が市長に報告することに同意する場合は、交付申請者に代わって当該施設の長が報告できるものとする。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請が適当と認めるときは、交付を決定し、規則第7条の規定による補助金等交付決定通知書により、当該交付対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査により、第3条第1項の要件を満たさない者には、補助金の交付に該当しないことを当該交付申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、第7条の規定により交付決定を受けた交付対象者（以下「交付決定者」という。）が、当該補助金に係る関係書類を整備し、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存することとする。

(補助金の交付の変更申請)

第9条 交付決定者は、補助の対象となる児童が年度の途中で認可外保育施設を休園し、退園し、若しくは市の区域外に転出したこと等により補助対象経費の額に変更があった場合には、補助事業等内容変更等承認申請書（第3号様式）に、市長が必要と認めて指示する書類を添えて、市長に提出するものとする。

(補助金の交付の変更決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めるときは、速やかに変更の決定をし、規則第9条の規定による補助事業等内容変更等承認通知書により、当該交付対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査により、第3条第1項の要件を満たさない者には、補助金の交付に該当しないことを当該交付申請者へ通知するものとする。

(補助金交付決定の取消及び返還)

第11条 市長は、交付決定者が虚偽その他不正な手段により補助金交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、当該補助金交付の決定の内容の全部又は一部を取り消すものとする。この場合において、市長は、当該交付決定者に対し既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、当該児童に係る申請年度の認可外保育施設への入所が完了したときは、補助事業等実績報告書（第4号様式）に入所の期間及び保育料の納付の実績を証した書類を添えて、申請年度末までに市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、交付決定者が当該児童の入所する施設の長が交付決定者に代わって実績報告を市長に提出することに同意する場合は、当該施設の長が補助事業等実績報告書（第4号様式）に入所の期間及び保育料の納付の実績を証した書類を添えて、市長に提出できるものとする。

(額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合において、その報告に係る書類の審査により、当該児童に係る申請年度の認可外保育施設への入所の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により交付決定を受けた者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、平成28年4月以後の補助額について適用し、同年3月分までの補助額については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行し、改正後の郡山市認可外保育施設第一子保育料無料化・軽減事業補助金交付要綱の規定は、平成29年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年6月4日から施行し、改正後の郡山市認可外保育施設第一子保育料無料化・軽減事業補助金交付要綱（以下「改正要綱」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正要綱による令和元年度の補助金の交付にあつては、改正要綱第3条の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づく施設等利用費の給付の対象とならない期間分については、当該期間分に限り、補助金の交付の対象とする。

別表

世帯の当該年度の市町 村民税所得割額	補助対象額	補助限度額
48,600 円未満	当該児童に係る支払保育料	月額 35,000 円
133,000 円未満		月額 5,000 円

備考

- 1 世帯の市町村民税所得割額の算出については、郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の規定の例による。ただし、同規則第4条第2項の規定は適用せず、当該年度の市町村民税課税額に基づき世帯の市町村民税所得割額を認定するものとする。
- 2 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯は、世帯の当該年度の市町村民税所得割額が48,600円未満の世帯に含むものとする。

郡山市認可外保育施設第一子保育料無料化・軽減事業補助金交付申請書

				申請日	年 月 日
在籍施設名				入園年月	年 月
(フリガナ)				(フリガナ)	
第一子児童氏名				申請人氏名 (保護者)	㊟
生年月日	年 月 日 (歳)				
振込口座 (申請人)	種別 普通 (総合)	金融機関 名称			口座名義 (カタカナ)
		支店名称			口座番号

郡山市長

年度郡山市認可外保育施設第一子保育料無料化・軽減事業補助金の交付を申請します。申請に際し、標記補助金の交付事務に必要な下記1～3の情報を市長が調査し利用すること及び児童が入所する施設の長に下記4の事項を委任することについて、同意します。

- 1 世帯状況及び児童と生計を一にする世帯員の市町村民税の課税状況
- 2 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11に規定する施設等利用費の受給(幼児教育・保育の無償化)の状況
- 3 児童が入所する施設が保有する児童の入所期間及び保育料・入園料の納入実績等必要な情報
- 4 児童が入所する施設の長が、児童の入所期間及び保育料の納入実績等必要な事項を記した書類を添えて、標記補助金の実績報告書を市長へ提出すること

同意欄

児童の父 氏名	㊟	個人番号(マイナンバー)	児童の母 氏名	㊟	個人番号(マイナンバー)
同居祖父、曾祖父 氏名	㊟	個人番号(マイナンバー)	同居祖母、曾祖母 氏名	㊟	個人番号(マイナンバー)

世帯状況 ※第一子児童本人を除き、児童の父母・きょうだい及び同居する全ての方を記入してください。

第一子児童 住所	〒 - 電話番号 父 () 母 ()					
	<児童と児童の父母の住所が異なる場合> 父・母 別居の住所					
年1月1日 時点の住所	※ 年1月2日以降に転入された方は記入してください。					事務処理欄 <記入不要>
生活保護の適用	□適用なし □適用あり (年 月 日開始)					
氏名	生年月日	年齢	第一子児童との続柄	備考		
			父	同居 別居		
			母	同居 別居		

		提出日	年 月 日	
施設名				
(フリガナ)		性別	(フリガナ)	
児童氏名		男・女	保護者氏名	㊟
生年月日	年 月 日			

異動報告書

郡山市長

郡山市私立幼稚園就園奨励費補助金、郡山市私立幼稚園第一子保育料無料化・軽減事業補助金、郡山市認可外保育施設第一子保育料無料化・軽減事業補助金の交付申請に係る異動について、次のとおり報告します。

	変更前	変更後
フリガナ		
申請人(保護者)氏名		
フリガナ		
児童氏名		

住所 ※新住所を記入	〒 —
	電話番号

振込口座（申請人） ※振込口座を変更する場合		種別	普通(総合)
金融機関名称		口座名義 (カタカナ)	
支店名称		口座番号	

父母等の同意者	※第一子保育料無料化・軽減事業補助金の交付申請を行った児童の世帯異動等により父母の追加、祖父母等と同居となった場合等		
市長が標記補助金の算出に必要な下記の情報を調査し、利用することに同意します。 1 世帯状況及び児童と生計を一にする世帯員の市町村民税の課税状況を調査すること。			
氏名	個人番号(マイナンバー)	氏名	個人番号(マイナンバー)
㊟		㊟	

その他	
-----	--

第3号様式(第9条関係)

年 月 日

郡山市長

申請人
住所
氏名

印

補助事業等内容変更等承認申請書

交付決定を受けた補助事業の内容を下記のとおり変更したいので、申請します。

記

事業名		
交付決定日		
変更内容	交付決定額	
	増(△減)額	
変更事項		
添付書類		

年 月 日

郡山市長

報告人
住所
氏名

印

補助事業等実績報告書

下記事業の交付決定を受けた児童について、 年度の在園の期間及び保育料の納付が確定したので報告します。

記

事業名	
施設名	

別紙、在園の期間及び保育料の納付の実績を証した書類